

## 連呼行為について（公職選挙法第 140 条の 2）

### ●連呼行為とは

短時間に同一内容の短い文言を連続して反復して呼称することです。

### ●連呼行為ができるのは（公選法第 140 条の 2 ①）

個人演説会場、街頭演説又は演説の場所においてすることができるほか、午前 8 時から午後 8 時までの間は、選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上においてすることができます。

- 1 個人演説会場において、そこで行われる演説の前後又はその間に連呼することは許されます。ただし、その会場の入口や窓から外に向かって連呼することはできません。
- 2 街頭演説の場所においては、演説の前後又はその合間に連呼することができます。演説を行うことなく通行人に次々と連呼して歩くことはできません。なお、街頭演説は午前 8 時から午後 8 時までなので、連呼行為もこの時間帯でしかできません。
- 3 幕間演説の場所においては、時間帯に制限はありません。
- 4 選挙運動用自動車（船舶）を運行しながらの連呼は、午前 8 時から午後 8 時までしかできません。

### ●連呼行為は次の場所では禁止されます（公選法第 165 条の 2、166 条）

- 1 2 以上の選挙が行われる場合において、1 つの選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から 300 メートル以内の区域
- 2 国または地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）。ただし、これらの建物において個人演説会を開く場合は禁止されない。
- 3 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内
- 4 病院、診療所その他の療養施設

### ●連呼行為をする者は、静穏を保持しなければなりません（公選法 140 条の 2）

選挙運動のための連呼行為をする者は、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落とすなどして、授業や療養に支障のないように静穏の保持に努めなければなりません。